

議第7号

徳島市新ホール建設予定地における県有地の扱いに関する決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和元年12月19日

提出者

嘉西寺岩岡井岡岩大井北元庄高	見沢井丸川田佐塚下島木野井	博貴正正佑龍理義明泰一章昌美	之朗邇史樹二絵弘廣憲人生彦穂	杉岡重中福喜原増南山立白黒	本本清山山多富西川木崎	直富佳俊博宏徹義恒国了春	樹治之雄史思臣明生朗大夫章
----------------	---------------	----------------	----------------	---------------	-------------	--------------	---------------

徳島県議会議長

喜多宏思殿

徳島市新ホール建設予定地における県有地の扱いに関する決議

徳島市の徳島駅周辺まちづくり計画に位置づけられた新ホール整備事業は、県都の顔づくりに不可欠であるとの認識の下、新ホールの建設予定地が二転三転する中であっても、県はこれまで一貫して支援を続けてきた。

新ホール建設予定地の県有地の扱いについては、県と市が合意のもと、土地交換協議を進めていたところ、市は協議の前提条件を破棄し、10月30日に優先交渉権者を公表した。

これは、県議会からの要望に沿わないだけでなく、市議会の附帯決議にも反しており、行政としての重大な信義則違反であることから、県は土地交換協議を無期限停止とし、市にこのような行動に至った理由書を求めた。

この理由書を県土整備委員会において確認したところ、委員からは納得できないとの意見がなされた。

よって、次の事項に十分留意して取り組むよう強く求めるものである。

- 1 県議会の3つの強い要望を遵守すること。
 - (1) 県・市双方が納得できるよう、また、拙速とならないよう、しっかりと協議を行うこと。
 - (2) 土地交換協議の進捗を、逐一、委員会に報告すること。
 - (3) 県有地の利用に関しては、交換契約が固まった段階で最終的に判断すること。
 - 2 今後、市側が主張する県所有地の帰属問題をはじめ、市側から納得できる具体的な説明がない限り、軽々に協議を再開しないこと。
 - 3 上記1及び2の懸案が解決され、協議が再開となった際には、これまでと同様にしっかりと協議を行い、新ホールの早期実現に向け、県市協調で取り組むこと。
- 以上、決議する。

令和元年12月19日

徳 島 県 議 会